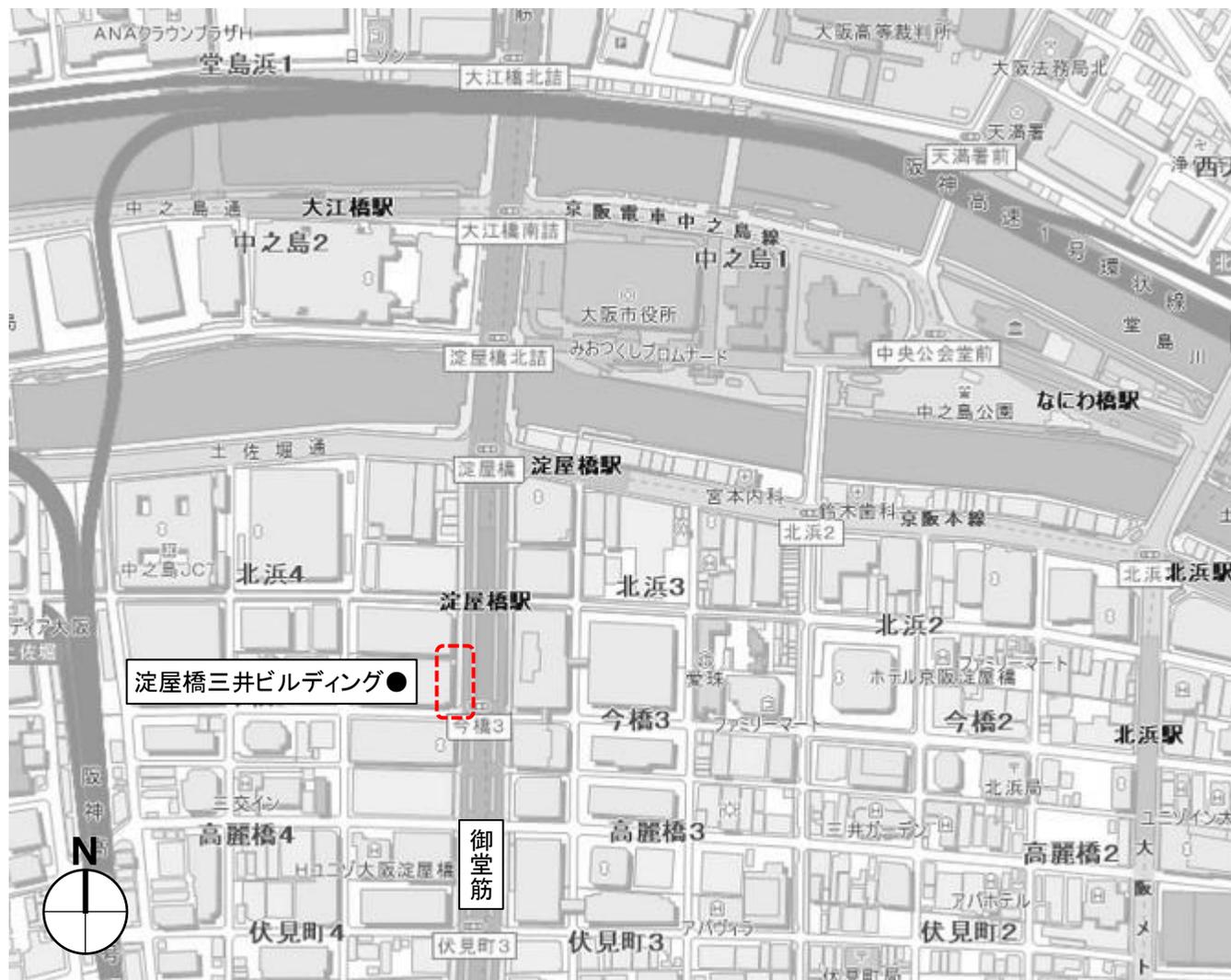
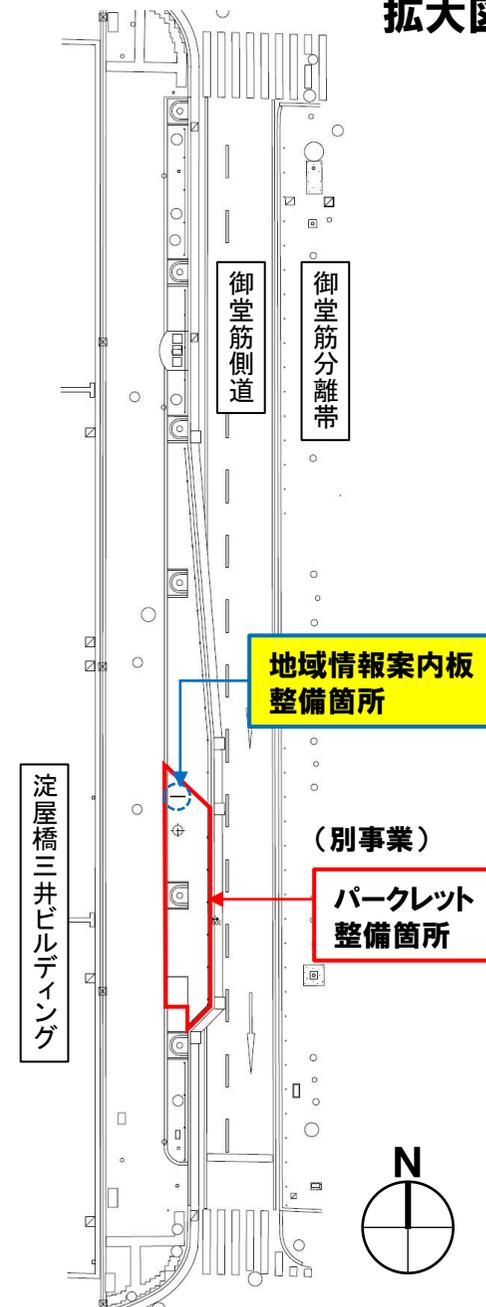


実施場所位置図

大阪府中央区今橋4丁目1番地先
御堂筋・淀屋橋三井ビルディング前



拡大図



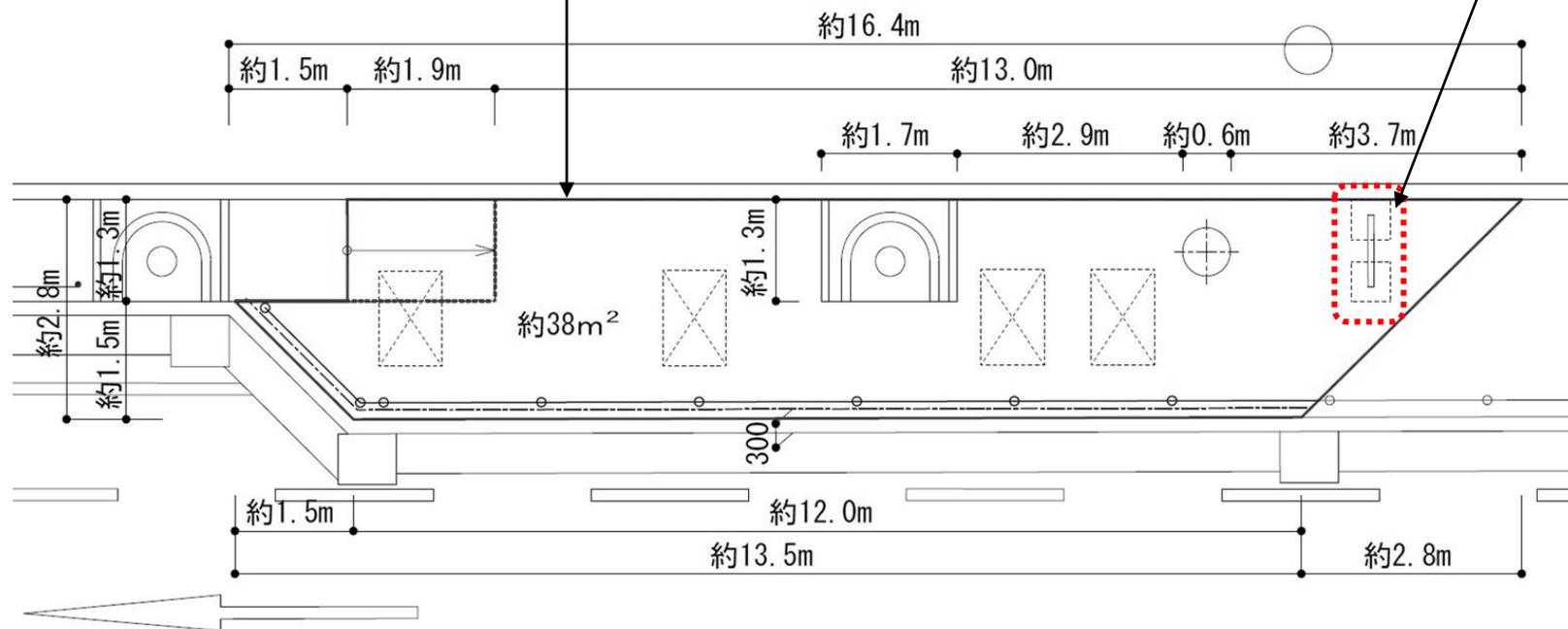
地域情報案内板の位置

- 地域情報案内板は、別途整備を行うパークレットのデッキ上に設置するものとします。
- そのため、詳細位置の検討にあたっては、パークレット事業者との調整が必要となります。

地域情報案内板

- パークレット内に設置する案内板の企画提案を行い、パークレットと調和したデザインとしてください。
- 電気配線は、二次側配線工事から行ってください。
- 電気配線工事の実施に際して、既に埋設されている関係埋設企業体等との調整については発注者が行います。
- 案内板の基礎は、大阪市建設局が別途先行して施工を行うこととしてい
ます。設置位置については大幅な変更はできません。

パークレット(別途整備)



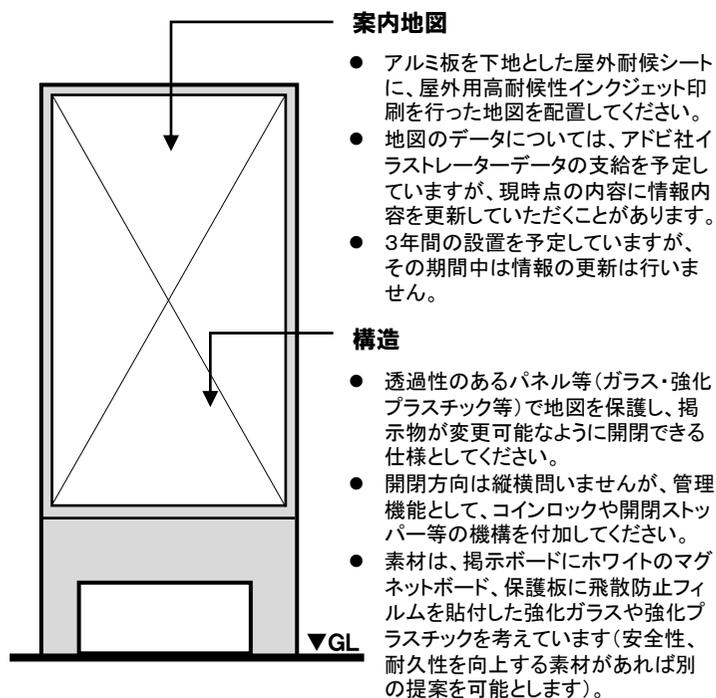
※ 歩道拡幅整備の寸法や範囲が変更となった場合、パークレット形状をあわせて変更することとなり、地域情報案内板の位置等についても調整が必要となります。

地域情報案内板の構造

- 地域情報案内板の基本構造は、北面をアナログシート・インクジェット印刷による地図の掲出、南面を地域の防災・防犯、環境維持、まちの賑わい(イベント等)といった多様な情報の発信ならびに広告を掲出するデジタルサイネージによるものとします。
- 以下に、各面の条件を示します。※形状やデザインを指定するものではありません。

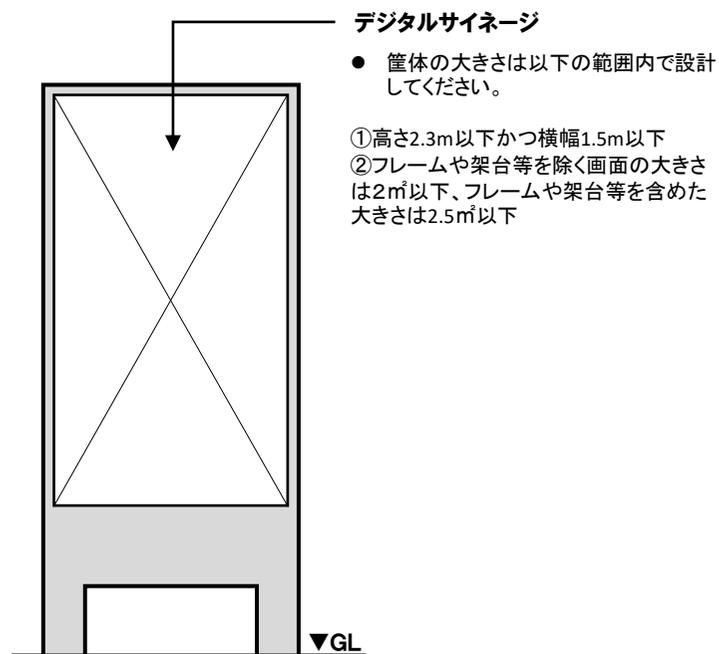
北面:案内地図

アナログシート・インクジェット印刷による案内地図の掲出



南面:デジタルサイネージ

地域情報の発信ならびに広告を掲出するデジタルサイネージ



各面共通

形態

- モニュメント性の高い形態は避け、極力シンプルなサインとしてください。
- ボルトの露出は避け、シンプルな形態としてください。
- 案内板の足元を抜いた構造(門型)を基本としますが、構造上難しい場合は別途協議とします。

色彩

- ダークグレー(N4程度)としてください。

仕上げ

- 鋼材の仕上げは、SUS微細フレーク入ステンコート焼付塗装、溶融亜鉛メッキリン酸処理(N4程度)、もしくはSUS微細フレーク入フッ素樹脂塗装としてください。

側面

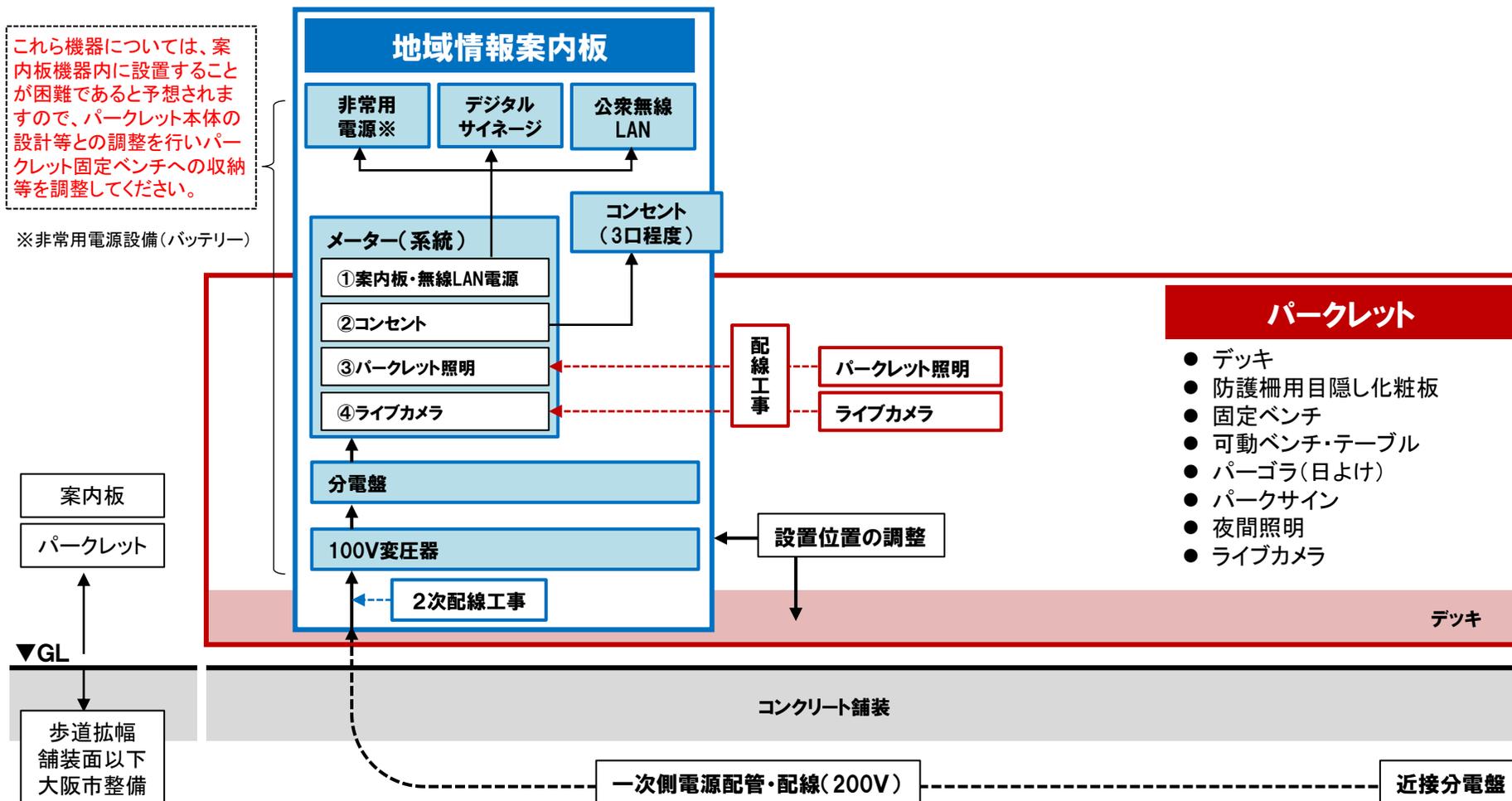
- 側面のデザインについては自由な提案を求めますが、例として切り文字の名称サインを併設すること等が考えられます。

パークレット・地域情報案内板 業務分担図

- 本事業はパークレット事業（設計・施工）と地域情報案内板事業（設計・施工・運営）の2つの事業を、別のプロポーザルで受注者を公募することとしています。
- また、2つの事業実施にあたっては、各施設を設置する箇所を大阪市建設局が整備することとしているため相互の作業分担が複雑であることから、以下に作業分担のイメージを示します。

これら機器については、案内板機器内に設置することが困難であると予想されますので、パークレット本体の設計等との調整を行いパークレット固定ベンチへの収納等を調整してください。

※非常用電源設備（バッテリー）



パークレット

- デッキ
- 防護柵用目隠し化粧板
- 固定ベンチ
- 可動ベンチ・テーブル
- パーゴラ(日よけ)
- パークサイン
- 夜間照明
- ライブカメラ

デッキ

- 舗装工事
- 防護柵設置工事
- パークレット施設の基礎設置工事(形状等の構造はパークレット設置事業者と調整)
- 一次側電源配管・配線工事

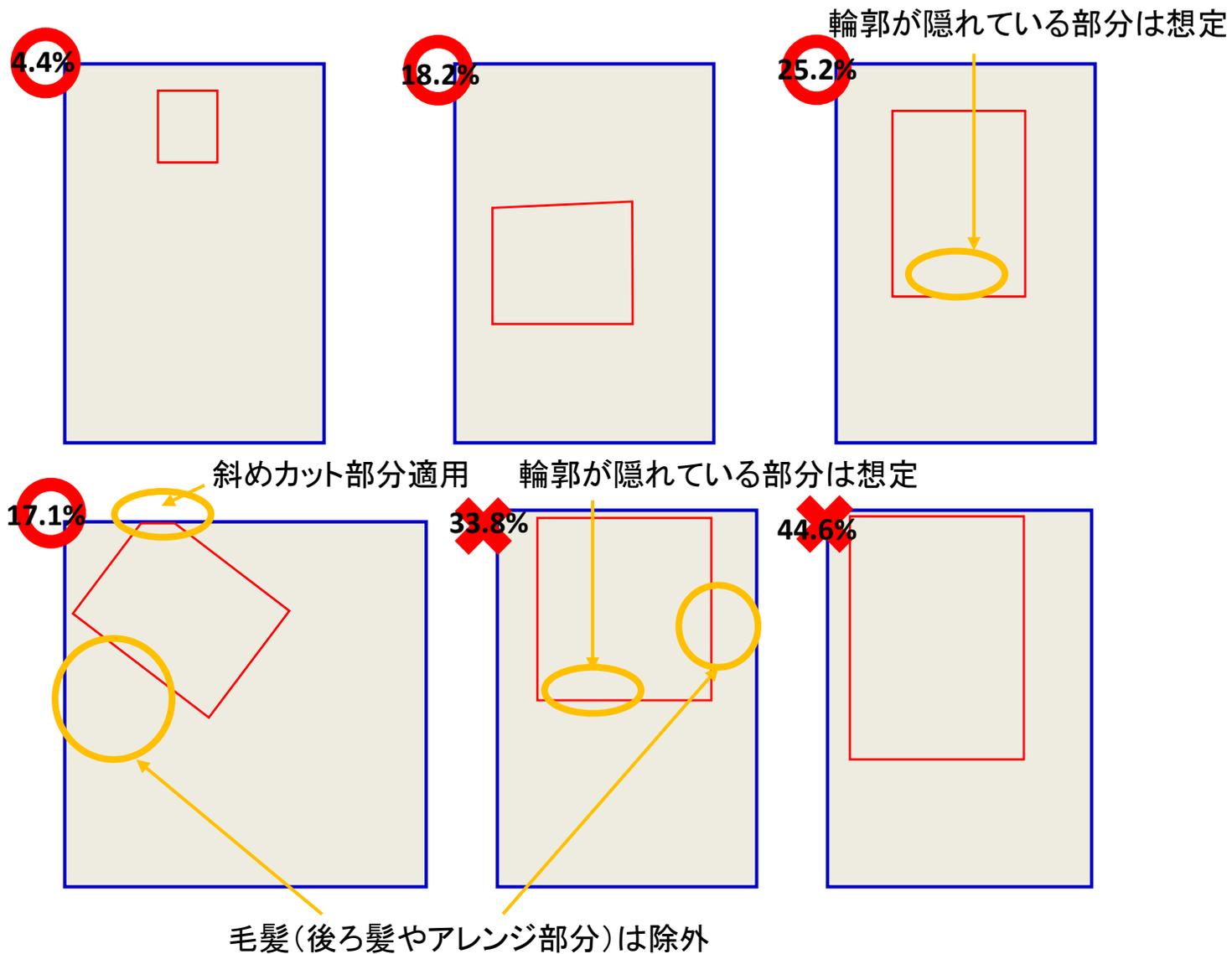
人物、キャラクターの面積の対象となる顔部分について

対象:「頭頂部(帽子含む)・頬等の輪郭・顎のラインの長方形」の面積が1/3以下

<計測の前提(案)>

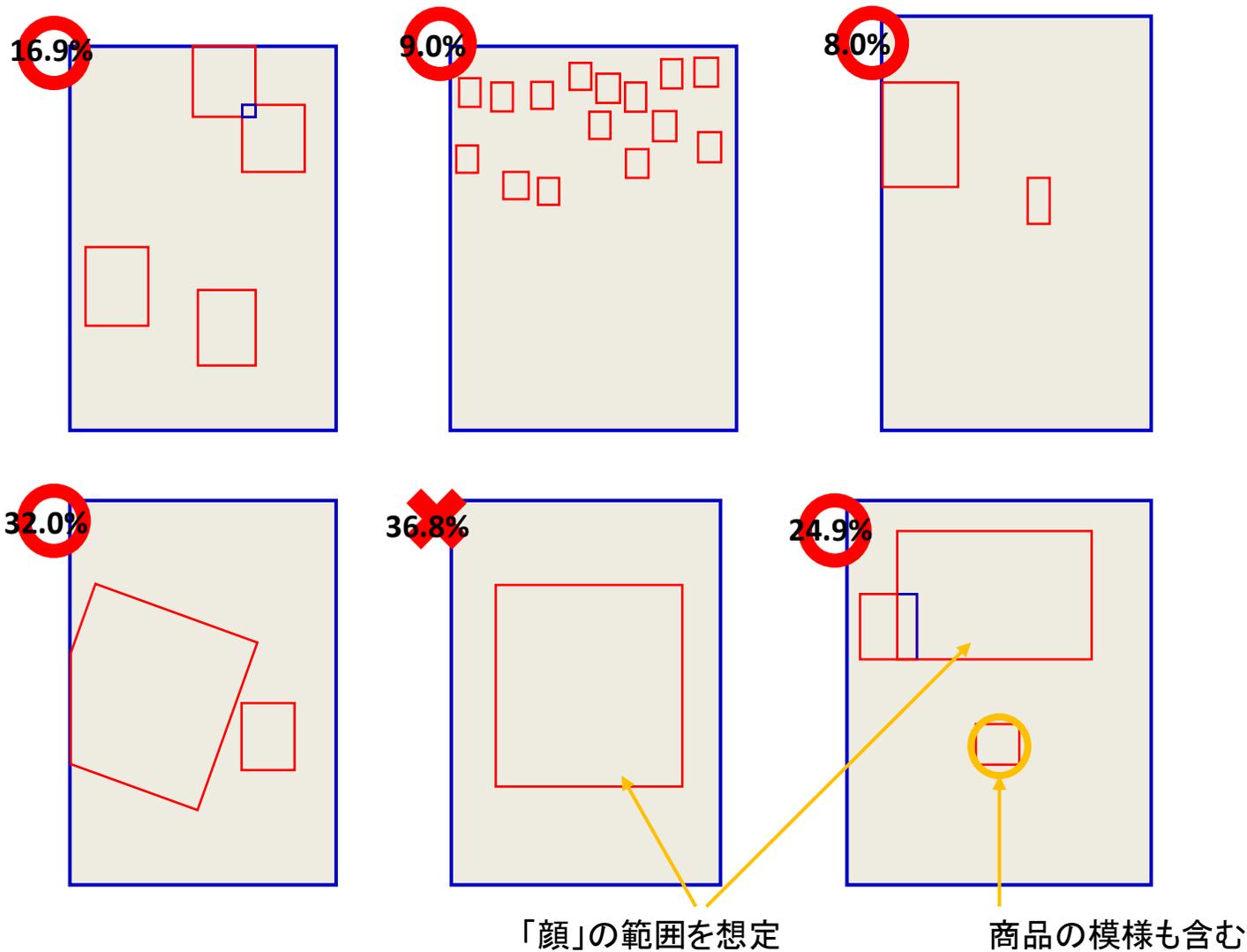
- 横顔等は斜めの長方形で計測
- 斜めや曲線でカットされている部分はそのラインを適用
- 体や商品などで輪郭が隠れている部分は、隠れ方によるが、原則としては想定で計測
- 頭髪のうち、後ろ髪やアレンジ部分は含まない
- 複数が重なって映っている場合の重複部分は1つ分で算定
- 商品等にプリントされている人物・キャラクターも計測対象とする

人物、キャラクターの面積の対象となる顔部分について



(注)別紙6~8の具体的な内容が必要な場合 必要な旨を質問書に記述いただき、実施要領「4. 質疑・応答」に記載している方法で質問書を提出してください。
 ※後日、電子メールにて別紙データを送付します。

人物、キャラクターの面積の対象となる顔部分について



(注)別紙6～8の具体的な内容が必要な場合 必要な旨を質問書に記述いただき、実施要領「4. 質疑・応答」に記載している方法で質問書を提出してください。
※後日、電子メールにて別紙データを送付します。

人物、キャラクターの面積の対象となる顔部分について



(注)別紙6～8の具体的な内容が必要な場合 必要な旨を質問書に記述いただき、実施要領「4. 質疑・応答」に記載している方法で質問書を提出してください。
※後日、電子メールにて別紙データを送付します。